

## 函館市中央図書館資料収集方針

### 基本方針

函館市の図書館は、すべての函館市民が全生涯にわたり、各自の自由意志に基づき、知識や教養の獲得、調査研究、創造的成長あるいはレクリエーションのために利用できる学習の場であるとともに、地域文化の発展と、市民の社会への思慮ある参加の促進に寄与する「教育、文化、情報のための民主的な機関」(ユネスコ公共図書館宣言)である。

この理念のもとに、図書館は次の方針によって資料の収集を行う。

### 1 目的

この方針は、函館市中央図書館の資料の収集、選定について基本的な方針を示し、函館市の図書館全体として、より充実した蔵書を構築することを目的とする。

原則的に、資料収集は、市民の要求(潜在的な要求や、将来予想される要求を含む)に基づくものであり、資料の選択にあたっては、以下の事項を基本姿勢とする。

### 2 資料の選択にあたっての基本姿勢

(1) 資料が利用者である市民の自由な思索と判断に資するよう、図書館には多種多様な思想、主張が共存するように収集を行う。ただし、人間の尊厳を著しく傷つけるものを除く。

(2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれることなく、多様な意見のある問題については、バランスを考慮しつつ、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

(3) 蔵書に対する市民からの意見・要望を収集に生かすよう努める。

### 3 収集資料の種類

(1) 図書(一般図書、児童図書、参考図書、外国語図書)

(2) 逐次刊行物(新聞、雑誌、その他)

(3) 郷土資料

(4) 視聴覚資料(映像資料、録音資料、その他)

(5) 障がい者サービス資料(点字図書、録音図書、大型活字本、その他)

#### 4 寄贈資料等の収集

資料の収集は購入を原則とするが、寄贈、寄託等も必要に応じて活用する。この場合においても、この収集方針および他に定める選定基準を適用する。

#### 5 収集資料の範囲

選定基準にこれを定める。

#### 6 中央図書館と地区図書室の収集の役割

##### (1) 中央図書館

中央図書館は各地区図書館、移動図書館からの資料要求にもこたえられるよう、保存図書館の機能も果たしながら、各分野にわたり、必要な資料を幅広く収集する。

##### (2) 地区図書室

各地区図書室は、その設置された地域社会の特性、事情および市民生活等を考慮しつつ、それぞれにおいても市民の資料要求にこたえられるよう、必要な資料を収集する。

#### 7 資料収集の方法

資料収集にあたっては、この方針および選定基準に基づき、現物資料および出版情報等により選定し、図書館長が最終的に決定する。

#### 8 その他

この収集方針は、図書館サービスの基本について理解を広げるため、常に市民に公開し、市民の利用実態、図書館サービスの進展に合わせて、適時検討する。

#### 附 則

この方針は、平成21年4月1日から施行する。